

記 令 者 和 8 年 1 月 1 3 日	發 表 資 料
企 業 局 水 道 經 營 課	
電話 022-211-3417 / 担当 佐藤、猪俣 復興・危機管理部原子力安全対策課 電話 022-211-2340 / 担当 西山、千葉	

宮城県企業局における放射能濃度測定の結果について

宮城県企業局が所管する物質（水道水及び工業用水）に対して放射能濃度測定を実施しましたので、その結果をお知らせします。

1 測定結果

(1) 水道水

全ての検体において基準値（10Bq/kg）を下回り、安全性に問題ないことが確認されました。

(単位: Bq/kg)

採取年月日	令和8年1月5日		測定年月日	令和8年1月5日	
採取場所	放射性ヨウ素	放射性セシウム			
		Cs-134	Cs-137	Cs-134	Cs-137
大崎広域水道 麓山浄水場（加美町）	不検出 (検出下限値 0.5 未満)	不検出 (検出下限値 0.4 未満)	不検出 (検出下限値 0.5 未満)	不検出 (検出下限値 0.4 未満)	不検出 (検出下限値 0.5 未満)
大崎広域水道 中峰浄水場（大和町）	不検出 (検出下限値 0.5 未満)	不検出 (検出下限値 0.7 未満)	不検出 (検出下限値 0.5 未満)	不検出 (検出下限値 0.7 未満)	不検出 (検出下限値 0.5 未満)
仙南・仙塩広域水道 南部山浄水場（白石市）	不検出 (検出下限値 0.5 未満)	不検出 (検出下限値 0.6 未満)	不検出 (検出下限値 0.6 未満)	不検出 (検出下限値 0.7 未満)	不検出 (検出下限値 0.5 未満)

(注) 「不検出」は、放射性物質の濃度が検出下限値または測定下限値に満たないことを指し、「検出下限値」は、当該測定機器で検出できる放射性物質濃度の最小値を指します。

〔記載例〕 南部山浄水場における放射性ヨウ素「不検出（検出下限値 0.5 未満）」の場合、採水された水道水の放射性物質濃度が 0.5Bq/kg 未満であることを意味します。

基準値…平成 24 年 4 月 1 日から、食品衛生法に基づく飲料水の基準値が 10Bq/kg に設定されたことを受けて、水道水については放射性セシウムの管理目標値として 10Bq/kg が設定されました。

(2) 工業用水

全ての検体において基準値（10Bq/kg）を下回り、安全性に問題ないことが確認されました。

(単位: Bq/kg)

採取年月日	令和8年1月5日		測定年月日	令和8年1月5日	
採取場所	放射性ヨウ素	放射性セシウム			
		Cs-134	Cs-137	Cs-134	Cs-137
仙台北部工業用水道 麓山浄水場工業用水配水池（加美町）	不検出 (検出下限値 0.6 未満)				
仙塩工業用水道 大槻浄水場配水池（仙台市）	不検出 (検出下限値 0.5 未満)	不検出 (検出下限値 0.6 未満)	不検出 (検出下限値 0.6 未満)	不検出 (検出下限値 0.6 未満)	不検出 (検出下限値 0.6 未満)
仙台圏工業用水道 熊野堂配水池（名取市）	不検出 (検出下限値 0.5 未満)	不検出 (検出下限値 0.6 未満)	不検出 (検出下限値 0.6 未満)	不検出 (検出下限値 0.6 未満)	不検出 (検出下限値 0.5 未満)

2 測定機関 宮城県（保健環境センター）

3 その他 過去の測定データについては次のホームページを参照願います。

- ・宮城県企業局 <https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/suido-kanri/housyanouindex.html>
- ・みやぎ原子力情報ステーション <https://www.r-info.miyagi.jp/r-info/>